

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、富津市長等から、平成 24 年度定期監査、平成 25 年度定期監査及び平成 26 年度定期監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

富津市監査委員 高 橋 聖
富津市監査委員 平 野 明 彦

【措置事項】

○ 平成24年度定期監査

監査結果	措置状況	対象部局
契約事務について		
(1) 随意契約の要件を満たしていないもの、また特定の1者を相手として選定したものが見受けられるので、適正な契約事務に努められたい。	地方自治法施行令第167条の2第1項の規定及び富津市随意契約ガイドラインに基づき適正に契約事務を行います。	【水道部】 工務課

○ 平成25年度定期監査

監査結果	措置状況	対象部局
つり銭について		
つり銭については、富津市財務規則第159条第3項に規定する歳計現金が使用されるものであるが、つり銭の出所不明のものや、職員が個人負担で用意しているものなど、適正を欠く取扱いがされているので是正されたい。	つり銭については歳計現金を使用し適正に処理します。 また、出所不明のつり銭については、雑入として納入しました。	【経済環境部】 環境保全課

○ 平成26年度定期監査

監査結果	措置状況	対象部局
市税に係る延滞金の徴収等について		
市税に係る延滞金は、本税が納付された時点で確定するものであるが、この確定延滞金の債権については納期限内に納付した納税者との公平を図る観点からも、その徴収に努められたい。 また、確定延滞金の消滅時効等による不納欠損処理に当たっては、文書決裁を得るようになされたい。	確定延滞金の徴収については、差押え者、窓口納付者にはその折、分納者には、本税完納時に一括又は、状況により分納にて徴収しておりましたが、平成27年度からは、現年度本税完納で、確定延滞金未納者には、通知書・納付書を送付し積極的に徴収にあたります。 また、今後は延滞金の管理を徹底するとともに本税欠損処理時に併せて、資料として決裁に添付いたします。	【市民部】 納税課
AED（自動体外式除細動器）賃貸借契約について		
AED（自動体外式除細動器）3台分の借上料が、賃貸借契約の締結をせずに平成25年4月1日から同年11月30日までの間、請求書のみで支払がされていた。今後の事務執行に留意されたい。	今後は、他の契約も含め関係法令を遵守し、適正に事務執行するよう徹底を図ります。	【消防本部】
消費税及び地方消費税の更正の請求について		
平成25年度課税期間分の消費税及び地方消費税の申告で、不課税収入とすべき消火栓破損修理代が課税売上げとされているので、更正の請求について所要の手続きをする必要がある。	更正の請求について税務署と協議し、適正に処理をいたします。	
水道料金納入通知書等の公示送達について		
水道料金等に係る納入通知書及び督促状が返戻されたものについて、当該書類の公示送達の事務処理がされていない。特に君津富津広域下水道組合から下水道使用料の賦課徴収を委託されていることから、納入通知書及び督促状の送致されないものについては公示送達を行い、債権の確定や時効中断のほか、その後の事務が適正に行えるようになされたい。	水道料金の公示送達については、民法第98条に基づき、簡易裁判所に申立（公示の意思表示）が必要になることから、費用対効果を考慮し処理してまいります。 下水道使用料分の公示送達については、下水道使用料の賦課徴収事務委託に関する協定書に基づき適正に処理をいたします。	【水道部】 業務課

○ 平成26年度定期監査

移動支援事業に係る給付費について		【健康福祉部】 社会福祉課
富津市地域生活支援事業実施規則に基づく移動支援事業のサービス提供時間については、移動支援の内容を十分審査したうえで給付費の決定をされるよう要望する。	長時間ヘルパーがつかないといけない移動支援を利用する場合は、事前に社会福祉課に連絡し協議をするように事業所に通知しました。 また、利用制限をかけることも検討しており、サービスを使うためには特定相談支援事業所の相談専門員にプランを見直しさせる指導を強化しています。	
学校用地の借地契約について		【教育部】 庶務課
学校用地の借地契約の中で、一部賃借料の算出方法に適正を欠くものがあるので是正されたい。	管財契約課を中心に進めている統一的な賃借料の算出基準により、契約を改める方向で協議中です（平成27年度中に決定の予定）。	
公民館使用料の徴収額について		【教育部】 富津公民館
富津公民館使用料の徴収額に、条例に基づかない誤った額を徴収しているものがあるので是正されたい。	誤って徴収した使用料は、還付の手続きをしました。 今後は、関係法令を遵守し、適正に事務執行するよう徹底します。	